

道路使用許可申請書・道路使用許可証

項番	非開示部分	非開示理由
1	警察職員の印影	≪東京都情報公開条例第7条第2号≫ 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ≪東京都情報公開条例第7条第4号≫ 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
2	申請者の印影	≪東京都情報公開条例第7条第4号≫ 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
3	届出担当者の印影	≪東京都情報公開条例第7条第2号≫ 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ≪東京都情報公開条例第7条第4号≫ 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用許可申請書の「現場責任者」欄のうち、現場責任者の氏名 ○ 作業所案内図のうち、「現場代理人」欄及び「現場員」欄 ○ 承認工事着手届の「申請者」欄のうち、担当者の氏名 ○ 承認工事着手届の「施工業者」欄のうち、現場責任者の氏名及び連絡先（携帯）の電話番号 	≪東京都情報公開条例第7条第2号≫ 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用許可申請書の「現場責任者」欄のうち、事務所の電話番号 ○ 作業所案内図のうち、工事番号、「TEL」欄及び「FAX」欄 ○ 承認工事着手届の「施工業者」欄のうち、連絡先（会社）の電話番号 	≪東京都情報公開条例第7条第3号≫ 公にすることにより、法人の事業活動を行う上での内部管理に係る情報が明らかになるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため

通行禁止道路通行許可申請書・通行禁止道路通行許可証

項番	非開示部分	非開示理由
1	警察職員の印影	≪東京都情報公開条例第7条第2号≫ 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ≪東京都情報公開条例第7条第4号≫ 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
2	申請者の印影	≪東京都情報公開条例第7条第4号≫ 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
3	届出担当者の印影	≪東京都情報公開条例第7条第2号≫ 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため ≪東京都情報公開条例第7条第4号≫ 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通行禁止道路通行許可申請書のうち、主たる運転者の住所及び氏名 ○ 一方通行解除申請書のうち、「現場責任者」欄の氏名 ○ 作業所案内図のうち、「現場代理人」欄及び「現場員」欄 ○ 自動車運転免許証 ○ 自動車検査証に記載された氏名及び携帯電話番号 	≪東京都情報公開条例第7条第2号≫ 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通行禁止道路通行許可申請書のうち、申請者の電話番号 ○ 一方通行解除申請書のうち、「現場責任者」欄の電話番号 ○ 作業所案内図のうち、工事番号、「TEL」欄及び「FAX」欄 ○ 自動車検査証のうち、 	≪東京都情報公開条例第7条第3号≫ 公にすることにより、法人の事業活動を行う上での内部管理に係る情報が明らかになるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため

別紙

	<ul style="list-style-type: none">・ 「車台番号」欄・ 「所有者の氏名又は名称」欄・ 「所有者の住所」欄・ 「使用者の氏名又は名称」欄の非開示とした部分・ 「使用者の住所」欄の非開示とした部分・ 「使用の本拠の位置」欄の非開示とした部分・ 「使用者」欄及び「所有者」欄・ 「備考」欄の【本自動車検査証発行時における所有者情報】及び[シリアル番号]・ 欄外のQRコードの非開示とした部分・ 欄外の法人名及びFAX番号	
--	---	--